

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		育成医療給付の決定
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
条 項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条
所 管 部 課		保健衛生局保健所健康支援課(電話:048-840-2219)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由:認定基準が法令等の定めに具体的に規定され尽くされているため)
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成18年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請書、添付書類等の審査 3日 起案→決裁 5日 決裁→文書作成 2日 計 10日
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成18年4月1日最終改正
備 考		